

渉外担当者も必須知識！ 取引時確認の改正内容 と対応のポイント



犯 罪収益移転防止法（以下「犯収法」）が改正され、この10月からスタートした。

前回の犯収法改正（平成25年4月施行）から約3年半。前回改正では「本人確認」が「取引時確認」に変わったり、「ハイリスク取引」の概念が新たに加わったりと大幅な改正が行われた。

それと比べ、今回の改正では一見して大きな変化はないように思えるが、本人確認書類の取扱内容の変更、実質的支配者の定義の変更、取引担当者の取引権限の確認、特定取引の追加等で取引時確認が強化されるなど、より深度のある改正内容となっている。

今回の改正項目、改正内容は多岐にわたるが、ここでは特に現場の営業店の実務、特に渉外業務（個人・法人）と密接につながる項目を中心に、取引時確認の改正点や顧客対応のポイントについてみていくことにしたい。

以下、本稿では今回の犯収法の改正内容等については「改正犯収法」といい、以前の内容等については「従前犯収法」という。

1. 改正犯収法における取引時確認のポイント

(1) 本人特定事項確認の厳格化
改正犯収法では、本人特定事項の確認方法がこれまでより厳格化されることになった。

まず、大きく変わるのが、取引時確認の際に必要な「本人確認書類」だ。従前犯収法では、顔写真は不要のもの、行政機関から本人のみに対して交付され、本人だけしか所持しえない健康保険証、国民年金手帳などの本人確認書類については、顔写真のある本人確認書類と同様、「提示を受ける」ことで「本人特定事項」の確認が完了していた（ただし対面取引の場合）。

しかし改正犯収法では、これらの本人確認書類については、提示を受けることに加え、以下のような2次の手続きが必要となる。

- ・他の本人確認書類または公共料金の領収書等、補完書類の提示もしくは送付を受ける
- ・お客様の住所に宛てて、簡易書

留便等の転送不要郵便等により取引関係文書を送付する

(2) 「外国PEPs」に対する厳格な取引時確認

改正犯収法で新たに定められた確認事項として「外国PEPs」がある。「PEPs」とは、もともと「重要な公的地位にある者」(Politically Exposed Persons) という意味で、「外国PEPs」は、外国の国家元首、全権大使等の公的地位にある者（かつてその地位にあった者）およびその一定の範囲に属する者をいう。

「外国PEPs」に該当する者は、一般的に社会的立場が高く、それゆえマネーロンダリング等の犯罪に関わったり、巻き込まれたりする可能性が高い。そのため改正犯収法では一般の顧客（個人）とは別に、「外国PEPs」との間の特定取引がハイリスク取引に追加され、厳格な取引時確認が求められることになったものである。

ハイリスク取引の確認は取引ごとに必要となってくるため、金融機関としては、顧客が「外国PEPs

Ps」であるか否かの確認方法の体制整備が大きな課題となっている。

改正法では必ず自然人が実質的支配者になる

(3) 実質的支配者の定義の変更
「実質的支配者」とは、法人顧客の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる者のことで、法人の取引時確認において、前回の犯収法改正時に新たに確認項目として導入された概念である。

実質的支配者の定義に関し、従前犯収法では「法人形態が株式会社等の資本多数決法人について、直接の議決権を25%超保有している者」とされていたことから、法人であっても実質的支配者がいないケースや、法人が実質的支配者に該当するケースがあり、また法人形態が資本多数決法人以外の法人（社団法人等）は、その代表者が実質的支配者とされていた。

改正犯収法では、実質的支配者の定義が変更され、以下が実質的支配者に該当することになった。・会社形態が株式会社等の「資本

多数決法人」については、議決権を直接的または間接的に25%超保有している者等

・会社形態が社団法人等の「資本多数決法人以外の法人」については、総収益の25%超の配当を受けらる者等

改正犯収法では、法人の最終的な受益者を確認すべきとの考えから、実質的支配者は法人を支配する自然人（個人）まで遡って本人特定事項を確認することが求められる。したがって、従前犯収法では法人が実質的支配者になるケースがあったが、改正法では必ず自然人（個人）が実質的支配者となる。

また、従前犯収法では実質的支配者の定義上、実質的支配者が存在しないケースもあったが、改正犯収法では必ず実質的支配者が存在することになる。

疑わしい取引に該当する取引も取引時確認が必要に

(4) 法人の取引担当者の取引権限の確認
法人との取引は、法人そのもの

ではなく「代表者等」の自然人（個人）を通じて行われることになる。ここでいう「代表者等」とは、法人の代表者を指すのではなく、実際に取引の任にあたっている者のことをいい、これを犯収法上「取引担当者」という。

代表者等（取引担当者）の確認は、代表者等（取引担当者）の本人特定事項の確認（個人の本人特定事項の確認と同様）に加え、代表者等（取引担当者）が取引名義人である法人のために「実際に取引の任にあたっていること」を確認しなければならない。

この確認方法としてはいくつかの方法があるが、その一つとして従前犯収法で認められていた「社員証」（公的書類ではない）が、改正犯収法では認められないことになった。

また、取引担当者として当該法人の役員が来店した場合について、改正犯収法では、代表者等である役員が、法人を代表する権限を有する役員として登記されている役員であることを確認することになった。